

「低炭素建築物新築等計画の認定申請」について

低炭素建築物とは

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定に基づくエネルギー使用の効率性等、二酸化炭素の排出抑制に役立つ建築物のことをいいます。

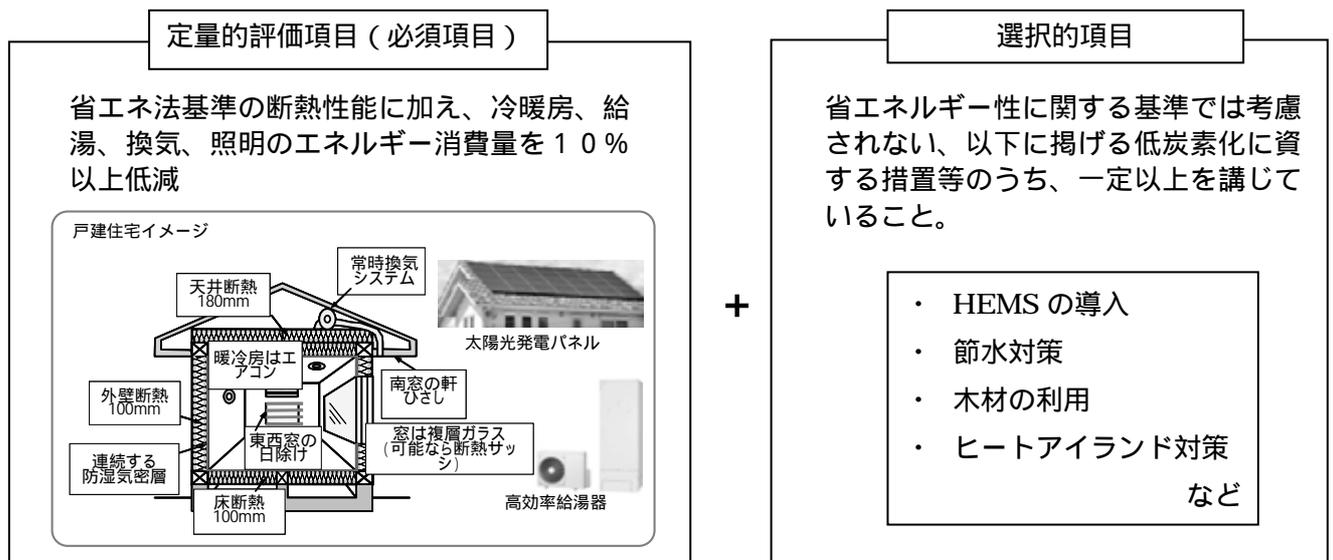
建築物の低炭素化に資する建築物の建築等をしようとする者は、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画（低炭素建築物新築等計画）を作成し、八王子市（所管行政庁）に認定を申請することができます。

なお、法律の施行日は、平成24年12月4日です。

認定制度の概要

認定要件

対象建築物は、市街化区域等内において新築、増築改築、修繕若しくは模様替えをしようとするもの、又は建築物への空気調和設備等の設置、改修をしようとするもので、次の認定基準を満たす必要があります。



このほか、法第3条第1項に基づく都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針に照らし適切であること、低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するための資金計画が適切なものであることが必要です。

各種優遇措置

低炭素建築物新築等計画の認定を受けた建築物には、次の優遇措置があります。ただし、税制の優遇措置は、認定を受けた後に着工した新築に限ります。

- ・ 容積率の緩和
認定基準に適合するために設置した蓄電池、蓄熱槽等に部分のうち、通常の建築物の床面積を超えた部分について、延べ面積の20分の1を限度として容積率から除外
- ・ 登録免許税及び所得税の低減
租税特別措置法が改正され、所管行政庁の認定を受けた低炭素建築物のうち、住宅の用

に供する一定のものについては、租税優遇措置が設けられました。

ただし、長期優良住宅の認定による税制特例を適用する場合は、上記の税優遇措置を受けることはできません。

詳しくは、国土交通省のホームページ（外部リンク）をご覧ください。

都市の低炭素化の促進に関する法律及び認定基準の概要等（国土交通省ホームページ）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000065.html

認定申請手続

申請方法

- ・ 認定申請及び必要な図面等を添えて、建築指導課に提出してください。申請手続きは、必ず建築物の着工前に行ってください（着工後の認定申請は受理できません。）
- ・ 認定申請に先立ち、適合性確認機関（登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関で適合証の交付を受けることが可能です。適合証の有無により、申請手数料を含め事務処理の取扱いが異なります。

具体的な手続等については、建築指導課までお問い合わせください。

なお、技術的審査については、次の認定に関する相談窓口へお問い合わせください。

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

コールセンター 電話：0120-616-780

申請手続の様式

- ・ 認定申請書（当初の申請時）（ワードファイル）
- ・ 変更認定申請書（認定後変更する場合）（ワードファイル）

その他の手続の様式

- ・ 取下げ届（ワードファイル）
- ・ 状況報告書（ワードファイル）
- ・ 取りやめ届（ワードファイル）
- ・ 工事完了報告書（ワードファイル）

関係ファイル

八王子市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成 24 年八王子市規則第 77 号）
（PDF ファイル）

申請手数料

- ・ 手数料一覧（PDF ファイル）

詳細については、建築指導課までお問い合わせください。